

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)
 平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)
 平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)
 平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)
 第1事件原告 宮内正厳
 第2事件原告 溝川悠介外44名
 第3事件原告 北野重一外57名
 第4事件原告 高桑次郎外21名
 被 告 日本放送協会

証 拠 説 明 書 (14)

平成31年2月7日

奈良地方裁判所 民事部 1B係 御中

原告 訴訟代理人
 弁護士 佐藤 真理

号証	標目	原本 写し	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲133	座談会 NHK受信料訴訟 大法廷判決をうけ て	写し	2018/05	電子版ジュリ スト	平成29年最判が出される社会背 景として、現在のメディアの状況は 放送というものの在り方というその本 質的部分を揺さぶるにまでなってい ると考えられること、同最判はNHK にただ集金するのではなく説明する ことも求めていること等。
甲134	放送法64条1項に よる受信契約強制 の合憲性 (法学セミナー no.758)	写し	2018/03	武田芳樹 (山梨学院大 学准教授)	平成29年最判について、受信料 の合憲性を考えるに当たり公共放送 の必要性和受信料の強制負担の相 当性について詳細な検証が必要で あったところ、同最判は立法裁量論 に依拠して、権利制約の正当化を詳 細に論じようとしなかったが、それ では同最判に納得できる国民は少な いと考えられること等。
甲135	テレビ受信設備の 設置による放送受 信契約の成否 (法学セミナー no.757)	写し	2018/02	松尾弘 (慶應義塾大 学教授)	平成29年最判がNHKと受信設置 者との合意形成をぎりぎりまで試み よう求めているのは、NHKが公共 放送事業者として、民主的括多元的 な基盤に基づき、自律的に運営され る事業体であるためには、自律的財 源としての受信料が不可欠だからで あり、同最判後の徴収実務ではこの 趣旨を十分理解した実践が強く求め られていること等。

甲136	受信料制度の合憲性 (新・判例解説 Watch vol.22)	写し	2018/04	西土彰一郎 (成城大学教授)	受信設備設置者に受信料支払義務を課す制度について、平成29年最判は、二元体制の合理性を根拠に、国民の知る権利の実質的な充足という究極目的に拘束される立法裁量の範囲内にあり合憲と判断したが、二元体制の合理性については、現在では民間放送もネットはワークにより全国にわたって放送しているなどの批判があることをふまえると、同最判の説く究極目的である国民の知る権利の実質的な充足の観点から、二元体制の合理性をさらに検討する必要があると考えられることなど。
甲137	放送法64条1項の受信契約締結義務及び受信料支払義務の成立時期ならびに時効起算点 (新・判例解説 Watch vol.22)	写し	2018/04	平野裕之 (慶應義塾大学教授)	平成29年最判は、NHKが受信契約の締結を拒否する者に対して契約締結を主張するには、承諾に代わる判決を必要と判断したが、そのような判断がされた以上、原告法では承諾に代わる判決が必要とせざるを得ないと考えられること。受信料債務の成立時期について、同最判は、規約を根拠にして受信機設置時から受信料支払義務を認めていること等。
甲138	放送法64条1項の合憲性 (法学教室No.450)	写し	2018/03	笹田栄司 (早稲田大学教授)	平成29年最判は、NHKの組織の在り方について、「民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体」と位置づけているが、それらが損なわれた場合の法的対応について論じていないこと等。
甲139	NHK受信契約の締結強制による受信料債権成立及び同債権の消滅時効の起算点 (法学教室No.452)	写し	2018/03	久保野恵美子 (東北大学教授)	平成29年最判は、受信契約成立のためには、申込みと承諾の合致による契約の成立とし、それを強制するためには承諾の意思表示を命じる判決が必要と判断したところ、受信設備設置者に受信契約の締結を義務付けるという法64条1項の形式面を重視したと考えられること等。
甲140	受信設備を設置したものは、番組を見なくても、NHKに受信料を支払わねばならないのか (法学教室No.452)	写し	2018/03	池田清治 (北海道大学教授)	平成29年最判は、法64条1項の規定について、設置者に締結義務を課した規定であり、憲法違反にも当たらないとしたが、憲法学においては、「立法裁量論に依拠して、権利制約の正当性を詳細に論じようとしなかった本判決に納得できる国民は少ないのではないだろうか」との疑問を呈するものがあること。民法学では、同条項について私法上の効果を認める見解は少数であることなど等。

甲141	NHK受信契約の締結強制と「公共放送」概念 (判例時報2377号)	写し	2018/10	近江幸治 (早稲田大学教授)	平成29年最判の判断内容等。
甲142	放送法64条1項に関する最高裁大法廷の判断 (法律のひろば2018.4)	写し	2018/04	富上智子	放送法64条1項の意義及び合憲性について、平成29年最判が判示した内容並びに裁判例及び学説の状況等。
甲143	放送の二本立て体制とNHK受信料 (法学教室No.454)	写し	2018/07	川岸令和 (早稲田大学教授)	平成29年最判が説得力をもつためには、NHKが現実的に民主的かつ多元的な基盤に基づいて自律的に運営される事業体であることにかかっているといえるが、番組改編事件はこれに影を投げかけていること、多メディア・多チャンネルの時代にこそ「国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与する」放送の必要性はますます高まる。